## 産業構造審議会

商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 当面の制度化に向けた整理と今後の課題 ~テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方~

令和元年12月20日

## 目次

はじめに	2
第1章 割賦販売法制を巡る環境変化と基本的な考え方	3
1. 安全・安心なクレジットカード利用環境の実現に向けたこれまでの取組	3
2. 決済テクノロジーの進展と今後の規制体系のあり方	3
(1)決済テクノロジーの進化	3
(2)今後の規制体系のあり方	4
(3)中間整理後の動向	5
第2章 当面の制度化すべき課題に係る考え方及び具体的な措置	6
第1節 リスクベース・アプローチと性能規定の導入	6
1. リスクベース・アプローチ	
(1)新たな少額サービスにおけるリスク	6
(2)割賦販売法における現行規制(一律の法規制)	7
(3)基本的な考え方	7
(4)リスクベース・アプローチの導入	8
2. 技術・データを活用した与信審査(性能規定の導入)	12
(1)現行規制における与信審査	12
(2)技術・データを活用した与信審査	12
(3)与信審査における性能規定の導入	14
3. 与信審査における性能規定の導入	16
(1)基本的な考え方	16
(2)中間整理及び消費者委員会からの意見と論点の整理	16
(3)各論点に係る検討(具体的な制度措置)	18
第2節 時代の要請を受けた消費者保護~QRコード決済事業者等のセキュリティ対策~	24
(1)クレジットカード取引を取り巻く環境変化	24
(2)昨今発生している不正事案やリスクに係る検討	24
(3)クレジットカード番号等の適切管理に係る検討	28
第3節 時代の要請を受けた消費者保護~書面交付の電子化~	30
(1)現行法上の書面交付義務	30
(2)論点と具体的な制度措置	30
第4節 セーフティーネットの整備	35
第5節 今後の対応の方針	
第3章 今後具体的な検討を深めるべき課題	36
1. 決済横断法制	
2. RegTech/SupTech	37
3. 新成年への対応	
4. 決済情報の利活用	
5. 今後の決済ネットワークのあり方	
おわりに	
委員等名簿	40
来議スケジュール	41

## はじめに

ICT の進展に伴う決済テクノロジーの進化を背景に、決済分野において FinTech 企業の事業展開が拡大している。また、IT 系・SNS 系企業や EC モール系企業など、異業種からの決済分野への参入も含め、「業」の垣根を越えて多様な決済主体・サービスが登場している。特に、従来型のクレジットカードサービスとは異なる少額・低リスクの後払いサービスなど、消費者ニーズにきめ細かく対応したサービスが拡大している。

クレジットカード分野における与信に関しても、膨大な実績データ(ビッグデータ)等に基づき、AI 分析等の新たな技術や長年培われたノウハウなどを用いて、より精緻な与信審査を行う事業者が数多く出現し、与信の精緻化が進んでいる。革新的な技術を取り込みつつ、こうした与信イノベーションを促進することで、その適切な運用を通じ、より精緻に過剰与信防止を図りつつ、消費者が適正な与信サービスを享受することが可能となっている。

また、「成長戦略実行計画」(令和元年6月21日閣議決定)では、「現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する。…現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。…割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。」との要請がなされている。

こうした中、安全・安心を前提としつつ、テクノロジーの進展に対応し、リスクに応じた 段階的な規制とする「リスクベース・アプローチ」の考え方や与信審査における「性能規 定」の考え方の導入により柔軟な規制体系へと見直すことが急務である。

一方、コード決済事業者等、新たに決済サービスに携わる事業者が出現したことにより、利用者の利便性が飛躍的に向上している反面、セキュリティ上の問題など新たな問題も生じており、これらに迅速に対応することが必要である。

以上を踏まえ、消費者保護と消費者の利便性の確保のバランスを取りつつ、安全・安心なクレジットカード利用環境を整備する観点から、令和元年5月に取りまとめた中間整理の内容をもとに、産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会において更に審議を深め、ここにテクノロジー社会における我が国の割賦販売法制のあり方として、当面喫緊に制度化すべき課題に対する方向性と今後の課題についてとりまとめを行うものである。